

## 民国元年南京における江寧地方審判庁の再建過程： 民国期司法の序幕

何, 東  
浙江工商大学公共管理学院 : 副教授

西, 英昭  
九州大学大学院法学研究院 : 准教授

<https://doi.org/10.15017/1475352>

---

出版情報 : 法政研究. 81 (3), pp.273-297, 2014-12-17. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 民国元年南京における江寧地方審判庁の再建過程

—— 民国期司法の序幕

何 東  
(翻訳 西 英昭)

- 一 はじめに
- 二 民国初期司法機構の再建に関する司法檔案の概況
- 三 民国元年江寧地方審判庁の再建過程
- 四 初めて姿を現した近代司法機構

## 一 はじめに

近年來民国史研究の深化に伴い、南京臨時政府時期の司法の構築過程に対する研究もますます学界の注目を集めるに至っている。新たな司法機構の変遷過程についていえば、清朝時期に江寧と称した南京では清朝全土と同様に行政と裁判が合一した制度が行われ、独立した裁判機構は存在せず、南京での案件は全て江寧府衙門において受理されていた。清朝末期、政府は「変法修律」を実行し、南京地区の裁判機構と制度もこれに従い徐々に変わっていったのである。宣統二年（一九一〇年）十一月には江寧地方審判庁が設立され、これにより南京において初めて行政と分離した独立の裁判機構が出現したのである。<sup>1</sup> 宣統三年（一九一一年）辛亥革命の勃発後、十二月二日に南京省城は「光復」（解放）されるに至った。民国期以後の南京では、その地方の裁判機構の内部に設置された機構及び管轄区の範囲に多少の変化はあったものの江寧地方審判庁の名称は援用され続け、一九二七年に国民政府が「審判庁」の名称を廃して裁判機関を一律に「法院」と改称するに至るまで、江寧地方審判庁が江寧の案件を管轄することは実に十七年の長きに達したのである。

但し司法檔案資料の乏しさから、民国初期の各地方審判庁の設置過程に関する研究は今のところあまり多くはない。ところが実際には、民国元年の司法部の公文（批文）中多くの箇所に江寧地方審判庁に関する言及が見られ、細かにその内容を整理してゆくと、ほのかに見え隠れする一筋の、民国元年の江寧地方審判庁再建の脈々たる流れが現れるのである。例えば、司法部が各地に成立した裁判・檢察機関に対して出した批文として、一九一二年三月二十日の「司法部批江寧審判廳廳長楊年報請備案呈」<sup>2</sup>と「司法部批江寧地方檢察廳廳長劉煥請立案呈」<sup>3</sup>がある。当該批文では江寧地方審判庁が既に南京「光復」の初めに、前江寧都督の任命によって組織され成立したことが指摘されている。この他に高等・地方の審判・檢察庁を相互に兼任することができなかつた一九一二年三月二十九日の「司法部批江寧地方審判檢

察廳長楊年劉煥組織高等審判檢察兩廳請備案呈<sup>(4)</sup>という批文があり、当該批文は江寧地方審判・檢察兩庁長が、南京が中華民国の首都であり上訴機関がないというわけには行かないとしたことから、先月二十八日に高等審判・檢察兩庁が組織され全ての人員が地方庁の人員によって兼任されるという状況になったことに對し、各国の法律では各級の兼任についての規定が存在しないため、江寧高等・地方の審判・檢察庁相互の兼任については認められないとしている。さらに一九一二年三月三十日の「司法部批南京地方審判廳廳長楊年申報夏仁沂等調補該廳庭長各職呈<sup>(5)</sup>」と「司法部批南京地方審判廳廳長楊年申報委任該廳刑二庭長及各職員呈<sup>(6)</sup>」では、当該審判庁の民二庭裁判長と民一庭の裁判官、及び刑二庭裁判長が相次いで辭職したが、地方審判庁長には民刑の裁判長を任命する権利がないものとしている。当該審判庁長が本来裁判官を任用する権利がないにも関わらず、敢えて自ら勝手に任命したのは「実に事をないがしろにすること甚だしい」というわけである。このため、特に批文によって当該審判庁長に對し速やかに任命した人員をもとの任務に戻すことを指示し、残された空白の職位については、司法部が江蘇都督からその管轄する官庁に對し人員を派遣して任務の引継を行わせるよう取り計らうのを待つよう指示している<sup>(7)</sup>。

確かに民国初期という時期は、あらゆる荒廃したものが再興される時期であったのであり、司法機構の再建もまた同様であった。臨時政府が南京に設けられたこともあり、速やかに江寧の司法秩序を回復させ地方審判庁を再建することは、民国司法部の重要な任務となっていた。但し、たかが一個の地方審判庁の民刑二庭の裁判長の人事がこれほどまでに司法部の注意を引くに至った件というのも稀である。であれば、楊年は何故自ら勝手に高等審判庁を組織し、自ら勝手に裁判官を任命したのであるのか？任命されたのはつまるところどのような人物だったのであるのか？——これらの問題は司法部の批文からのみでは明らかにすることができない。江寧地方審判庁はもとほ清朝の司法機関であり、辛亥革命の後にこれを換骨奪胎して、民権を伸長する、飛び抜けて新しい民国の司法機関たる江寧地方審判庁としたものであるが、具体的に何日何時から案件の受理を開始したのかは不明である。もしさらに一步を進めて問うならば、この事

例から各地方審判庁の裁判長及び裁判官等の人事は全て司法部の審査と批准を得なければならなかったと推断することはできるのであろうか？もしできないとすれば、何故江寧地方審判庁の裁判官の任命が司法部まで上申されているのであろうか？——これらの疑問点が次から次へと湧き上がってくるのである。

以上から、本論考では南京市江寧区檔案館所蔵の民国期司法檔案の整理を通じて、一つには上述の辛亥革命後南京地区の民国期司法秩序の回復過程に関する疑問について回答を与え、二つにはもともと手薄であった民国臨時政府司法史の研究をさらに豊かにすることを試みたいと思う。<sup>9)</sup>

## 二 民国初期司法機構の再建に関する司法檔案の概況

民国初期の司法機構の再建の歩みとその諸相は、多くその浩瀚な民国期司法檔案の中に埋もれているということができる。民国期司法檔案となれば、まずは南京の中国第二歴史檔案館を挙げなければならないだろう。中国第二歴史檔案館には大量の民国期の史料があり、司法檔案については、北洋政府期の司法部檔案、大理院檔案、国民政府期の最高法院檔案などが保存されている。<sup>9)</sup>

中国第二歴史檔案館の外に、南京市檔案館も大量の民国期の司法檔案を保存している。『南京市檔案館指南<sup>10)</sup>』の史料紹介によれば、所蔵される司法檔案は一四九五七八巻、主として国民党の首都地方法院・高等法院等の機構によって作成された大量の政治・民事・刑事案件に関するものとなっている。中でも首都地方法院は一九三五年十月に江寧地方法院を改組して成立したもので、第一審の民事・刑事を管轄しており、その檔案の請求番号（全宗号）は一〇二四、一九三五〜一九四九年に作成された三六八八五巻（七一八九九宗）に及ぶ檔案となっている。この他に、さらに首都高等法院、首都高等法院檢察処、最高法院、江蘇高等法院等に関する大量の珍重すべき民国期司法檔案がある。ただ時間軸か

らえば、南京市檔案館所蔵のものは多く一九三五年以後の檔案である。

清末から民国初期にかけての南京地区の司法檔案はほぼ全て南京市江寧区檔案館に所蔵されている。江寧区檔案館の前身は江寧県檔案資料館であり、一九五九年九月に成立し、一九六四年に江寧県檔案館と改称され、二〇〇〇年十二月に江寧県が廃止され区となってから現在の名称が用いられている。二〇〇九年未までの段階で所蔵檔案は一一四の全宗に分かれ、資料が一六類、檔案資料は約三〇七〇〇〇巻冊に及んでいる。江寧区檔案館の有する一九一〇年から一九四八年までの民国期司法檔案は一四〇三巻、計七四七三件である。その中で江寧国民江寧県法院の請求番号（宗巻号）は二〇六、県国民（清朝）政府のそれは二〇一である。

南京市法院の前身である江寧地方審判庁と、江蘇省高等法院の前身である江寧高等審判分庁の司法檔案が区・県の檔案館に所蔵されているというのはなんとも不思議な話ではある。その原因を考えると、おそらくは新中国成立以後、檔案の引継が行われた際に、江寧が南京のことであるということを知らない職員が、江寧と書かれた檔案についてこれを全て江寧県檔案館に引き取らせただけではないかと思われる。南京が江寧と称されてきたのには随分と長い歴史があり、南京を簡略化して「寧」と呼ぶのもここに由来しているということを知らなかつたのであろうか。<sup>11</sup>

当然ながら民国期の檔案は全国でも数多く確認されているが、その主要な分類にあつては型どおりの形式的なもの、臨時的なもの、一般事務的なものに関するものの占める比率が高く、その作成部局の主要な職能や活動、その歴史的な様相を十分に反映したものとはなっていない。のみならず、民国期の檔案の基本的な整理状況は全般的に悪く、それゆえに以前はこれらが人々から重視されることは殆どなかつたのである。

江寧区檔案館に所蔵される檔案についても基本的には上述の状況と同じであり、訴訟案件を主とし、多数の史料もまた残存状況が様々で整わず、内容も錯雑としていた。しかし、一九一三年以前の檔案のうち何件かは司法行政に関するものであり、先に提起した江寧地方審判庁の具体的な組織建設過程についてのいくつかの疑問に回答し得るものである

と同時に、ある程度まで封建王朝から共和制度への交替期の司法制度の変遷過程を提示するものとなっている。そこで本稿はこれら史料を整理してそのいくつかを抄録し、中国における地方司法機関の政権交代後の再組織過程を分析し、さらには民国初期の各地方の裁判機構の成立過程について検討を行うための史料の根拠及び素材とすることにしたい。江寧地方審判庁の成立の経緯を整理する際の便宜のため、関連する事件の前後関係に基づき前後六件の檔案を時系列に基づき配列した。そしてまさにこれら六件の檔案及びその背景となる事件の描写とその相互の関連性の論証を通じて、我々はその中から非常に明晰な、民国元年の江寧地方審判庁の再建過程に関する一筋の道を描き出すことができるものと思われる。

### 三 民国元年江寧地方審判庁の再建過程

#### (一) 荒廃からの再興

およそ新しい事物が生まれてくるとき、多くの場合、古い事物が解体される中に既にその新たな事物が育まれているとすることができよう。民国初期の、現代的な意義でいうところの司法機構の出現もまた同様であった。

まずは資料1「江寧地方檢察廳廳長劉煥呈覆江蘇都督訓令執行刑罰事」(資料番号二〇六一九一二一〇〇三〇〇五〇、民国元年)を見てみよう。

江寧地方檢察廳爲呈覆事

民國元年「七月?」二十五日奉都督訓令、提法司呈七月十五日准司法部令開、案查前清宣統三年十月十九日、據

江蘇提法司申報、江寧地方審判廳判決上元縣盜犯朱汰淪等夥劫周長炳米店得贓一案、由該檢察廳繕具供勘送司轉申前法部移交到本部、查該犯朱汰淪・張萇勝係依持槍搶劫例擬斬立決、邵菡沚・顧守泖・夏沚得係依聽囑在外瞭望例擬發新疆當差、該犯等事犯雖在中華民國元年三月初十以前、係強盜罪在在遺流以上者不准免除、該犯朱汰淪・張萇勝應依暫行新刑律第四十條由本部覆准執行死刑、惟斬刑業經廢止、應依第三十八條改爲絞決、限奉文後三日內執行。邵菡沚・顧守泖・夏沚得應仍監禁、俟暫行新刑律施行法頒布後查照執行。爲此令飭該司轉飭該檢察廳遵照辦理并將執行日期具文呈覆此令、等因奉此。查盜犯朱汰淪・張萇勝前清判決後均發上元縣監獄寄禁、未光復前、寧城關閉秩序全紊、各衙署及模範監獄逃搶一空、兼之乱匪乘機搶劫縣監、犯人均被縱逸、奉前因所有朱汰淪等無從執行緣由理合呈覆察合。此呈。

江蘇都督

劉煥（印）

中華民國元年八月三號 中華民國江寧地方檢察廳印

檔案は南京「光復」時の南京市内の司法秩序の混乱が「犯人はみな勝手に逃亡する」ような状況であり、しかも民国の司法機関が上は司法部から下は地方檢察庁に至るまで、その場に居ながら全くその局面を把握できていないことを示している。当該公文（呈文）を提出したのは江寧地方檢察庁庁長の劉煥である。江寧地方檢察庁は清朝期の宣統二年十一月に成立し、成立当時の庁長は戴宗燾であった。また同館に所蔵される中華民國元年七月九日、「（江寧第二初級審判廳幫辦推事）劉國楨呈請指令寧地檢廳酌情償還公債案」<sup>12</sup>（資料番号二〇六一九一二一〇〇一〇一七）では、「三年五月、檢察長劉煥は戴檢察長から職務を引き継いだ」、「武漢起義の際、張勳は天險を背にして自ら南京の守りを固め、秩序が混乱すること甚だしく、…十月の光復の後、審判庁・檢察庁の両庁は旧の如くに成立した」という記述がある。こ

こちら、劉煥は清朝最後の江寧地方檢察庁庁長であり、また民国期初代の江寧地方檢察庁庁長であったことがわかる。檔案に現れる逃亡した犯人というのは、清朝期の宣統三年、江寧地方審判庁が判決を下した、銃器により周長炳米店を強奪した案件における主犯と従犯である。宣統三年当時の判決によれば主犯は「斬立決」、その他外でこれを眺めていた幫助犯は「新疆当差」であった。判決後この事件の犯人は「ともに上元県の監獄に送って拘禁」され、宣統三年十月十九日（一九一一年十二月九日）、江蘇提法司<sup>13</sup>はこの案件の審理結果を法部に報告した。この間に中華民国が成立し、法部は廃止され、一九一二年一月司法部が成立、その初代部長は伍廷芳であった。これによって当該案件は司法部へと移管されたのである。政權交代の過程において人心を掌握するために、民国政府は民国元年三月以前のもので強盜罪で遺流以上のものを除いて一律にその刑を免除するという新たな規定をおいた。当該案件の主犯である朱汰淪が犯した罪はなお「銃器を用いての強盜」であったため、そのまま赦免されるという場合には当たらず、暫行新刑律第四十条によつてなお死刑を執行すべきものとされた。ただし民国以降、斬刑は既に廃止されたため、暫行新刑律第三十八条により絞首刑とされた。これにより司法部は江寧地方檢察庁に対して訓令し、訓令文が到達した後三日以内に主犯朱汰淪に対し絞首刑を執行し、その他の収監されている犯人に対してはなお暫行新刑律施行法が頒布された後にそれを参照して刑の執行を行うものとした。江蘇提法司は司法部からの訓令に接した後、さらにまた訓令の形式を以て江寧地方檢察庁に対し、訓令通りに処理し合わせて執行した期日について文書で報告するよう要求したが、この時点で既に民国元年の七月十五日になっていた。冒頭に掲げた檔案は江寧地方檢察庁庁長の劉煥が犯人を取り調べた後八月三日に江蘇提法司に対して報告を行ったものであり、司法部からの刑罰執行の訓令が執行できないと述べていた。その理由は「光復以前、南京城は閉鎖され、秩序は全く乱れ、乱匪はこの機に乗じて県の監獄を略奪し、犯人はみな勝手に逃亡する」というものであった。そして襲撃されたのは県の監獄に止まらず、各衙署（役所）もあり、模範監獄にいた犯人達も逃亡して空になっていたのであった。

上述の資料から推測できることは、南京の司法秩序を早急に回復することは、南京「光復」後速やかに解決されるべき問題であったということであり、ゆえに江蘇都督の程徳全による任命・組織の下で南京地区の地方審判庁と檢察庁が成立し、「十月の光復の後、審判庁・檢察庁の兩庁は旧の如くに成立した」となったわけであるが、清末時期の江寧地方審判庁・檢察庁という名称はなお援用されたのであった。

## （二）旧制の踏襲

新たな司法機構の「新しさ」というのは、単に現在の制度と設計上に体现される「新しさ」とどまらず、さらにはその「人」の「新しさ」にあるとすることができる。しかしながら民国元年の司法機構の再建にあたって、その開始時には名称と建築において清末のそれを踏襲するのみならず、「人」の問題においてもなおそれまで通りに旧法制系統の人事を用いざるを得なかった。この種の旧来の制度と人員を踏襲せざるを得なかったという状況は、疑いもなく民国初期の司法の革新の困難さを反映し、また新しい司法機構の創設への障碍が重くのしかかっていたことを示している。

では、資料2「江寧地方審判廳長楊年爲報推檢各員分配任事并請頒發委任狀各情咨呈江蘇提法司長」（資料番号二〇六一九二二〇〇三〇〇五〇、宣統三年十月二十七日）を見てみよう。

中華民國江寧地方審判廳長楊年爲咨呈事

本廳呈報推檢各員分配任事并請頒發委任狀各情、茲於本月二十六日、奉都督程指令內開、呈摺均悉、所擬委任各員尚屬妥當、應准照辦、委任狀二十八紙隨批印發、并抄批送提法司查照繳等因、并委任狀二十八紙到廳、奉此。除將奉發委任狀分頒推檢以下各員祇領外、相應錄批咨呈貴司鑒核、須至咨呈者

右咨呈

中華民國江蘇提法司長 鄭

黃帝紀元四千六百零九年十月二十七日

中華民國江寧地方審判廳印

宣統三年十月二十七日（一九一一年十二月十七日）は南京「光復」から十四日目であり、この資料に捺された審判庁の官印は既に中華民國江寧地方審判庁となっており、国号が変わってしまった以上当然文書の日付にも「大清宣統何年」と表記するわけにはいかず、とはいえ新たな年号も定められていない中で、しばらく「黃帝四千六百零九年」というこの奇怪な紀元の形式が用いられている。この資料によれば、十月二十六日（一九一一年十二月一六日）程全徳は江寧地方審判庁長の楊年が二十八名の江寧地方審判庁の人事を任命したことについてこれを認可すべきものとしている。

この二十八名の任命された人員が何者であるか、知る由もないが、ただ成立して間もなくのことであり、「劉國楨呈請指令寧地檢廳酌情償還公債案」に「考えてみますと、わたくし國楨は前清宣統二年十一月に江寧地方檢察庁の典簿を任命しました。…武漢起義の際、張勳は天險を背にして自ら南京の守りを固め、秩序が混乱すること甚だしく、…十月の光復の後、審判庁・檢察庁の両庁は旧の如くに成立しました、わたくし國楨は劉庁長から初級審判庁の幫辦推事を改任することを呈請します」という記述があることから、おそらくは元々の人員を基礎としてわずかに調整を加えた後に改組し成立したものと推測することができる。

江寧地方審判庁の楊年による人事処置は、江蘇都督府により一律に認可されることとなった。この一年という時間は非常に早く過ぎさり、民国南京臨時政府が成立するに従い、十二月のなかった宣統三年（訳註…中華民國の成立に伴って太陽暦が採用され、宣統三年十一月十三日を中華民國元年一月一日とすることになったため、宣統三年は十二月を迎

えないまま終わることになった）が早々と終ったのとはうらはらに、地方審判庁の人事問題はどうも最終的に解決したわけではなかったようであり、民国元年の新年のその初め、楊年は再度江蘇提法司に公文（咨呈）を提出している。

（三）懊惱輾轉

では資料3「江寧地方審判廳廳長楊年爲咨呈事」（資料番号二〇六一九一二〇〇三〇〇五〇、民国元年一月六日）を見てみよう。

江寧地方審判廳廳長楊年爲咨呈事

本廳前請委任推檢以下各員已遵照前都督程指令呈報在案、惟刑二庭庭長吳榮萃、檢察官鄭謙均以辦理滬上報務不克就職。第一初級廳、推事劉壽蓮也因病辭差。

廳長曾於一月四號具摺請委盧重慶爲刑二庭庭長、刑科推事周廣鏞改委檢察官、遺缺請委吳榮鼎、第一初級廳推事請委夏宏祚。也於一月五號奉代理都督莊指令、來摺閱悉所請委任刑庭庭長推事檢察官第一初級審判廳推事、應准照辦、委任狀四紙隨令即發、仰即查收轉發給任事并報提法司、等因奉此。相應遵令咨呈貴司鑒核至、民科推事範鍾湘辭職回籍即以袁希濂代任、合并聲明。須至咨呈者

右咨呈

中華民國江蘇提法司長 鄭

中華民國元年一月六號

中華民國江寧地方審判廳印

「前都督程」とは即ち程徳全を指す。清朝期の「寧蘇分治」により、江寧府は蘇州の江蘇巡撫の管轄に属していたが、江蘇・安徽・江西の三省を管轄する両江總督の衙門（役所）は江寧に設置されていた。辛亥革命勃発後一月も経たないうちに江蘇省は清朝からの離脱と独立を宣布し、蘇州に江蘇都督府を成立させた。元の江蘇巡撫程徳全は蘇州にあって江蘇都督となったのである。

「代理都督莊」とは莊蘊寛のことである。一九一一年二月二日、浙滬連合軍が南京を攻略した後、連合軍内部で内紛が発生し、林述慶が江寧都督を自称し連合軍總司令の徐紹楨の指揮には従わないとしたのである。如何ともしがたい状況の下で、程全徳に対して江寧に移って江蘇都督となるよう請願が行われ、江蘇省議会もまた打電してこれを支持した。十二月六日、程徳全は上海から専用車両に乗って南京に到着し、江蘇都督に就任し、これにあわせて新しい江蘇都督府の官員を任命し、事ここに到って清代からの「寧蘇分治」状態は終わりを告げたのである。中華民國臨時政府成立後の一月三日、程徳全が臨時政府の内務総長に就任したことから、江蘇都督の職務は莊蘊寛が代理することとなっていたが、楊年の呈文は一月六日付のものであり、ゆえに「代理都督莊」と称しているのである。

これは江寧司法檔案のうち民国時期の第一番目の檔案であり、作成時期は民国元年一月六日である。内容は一月四日、当時の刑二廷裁判長の呉榮萃、檢察官の鄭謙がともに上海において新聞社を創業するために第一初級庁に就職することができず、裁判官の劉壽連も病気により辞職したため、楊年は盧重慶を刑二廷裁判長に、刑科裁判官の周廣鏞を檢察官に、それにより生じた刑科裁判官の欠員は呉榮鼎に、第一初級庁裁判官には夏宏祚を任命するよう請求したのである。この一月七日の資料はさらに提法司に向けて裁判官・檢察官以下の各人員が先の都督程（徳全）の指令に基づいて任命されたことを報告し、さらに、民科裁判官の范鍾湘もまた辞職して帰郷したため、彼の代わりに袁希濂を任じることを承認して欲しいとしている。

この資料から推測するに、江寧地方審判庁の刑事廷裁判長裁判官、さらには初級第一庁の檢察官の人事は全て楊年一

人の手によって行われていたようである。江寧地方審判庁の成立過程中の人事については、江蘇提法司は多くを発言する余地は殆どなかった。以下の資料は以上の推測が正しいことを証明するものである。

資料4「江寧第一初級檢察官劉紹基稟江蘇提法司文」（資料番号二〇六一九一二一〇三〇〇四九、一九二二年一月）を見てみよう。

江寧第一初級檢察官劉紹基謹稟

都督大人麾下敬稟者、竊檢察前於舊曆十月十七日接奉委派江寧第一初級檢察官的委任狀、遵即於十八日赴府稟辭、十九日至南京諮議局行轅稟倒、并呈驗委任狀、當由秘書科發還傳今到委。嗣謁高等檢察廳長姚和地方審檢兩廳長、奉諭靜候暫勿到廳任事。

迨冬月初旬、檢察以奉委日久、杳無消息屢赴地方審檢兩廳長及高等檢察長處請示、門者皆以因公他出見辭。惟檢察奉委一月有餘、實未悉不能到廳任事、何故既經奉委又經稟倒、則該檢察廳長之責成。檢察即無可辭卸況并未奉有飭勿到委示令、將不能免觀玩曠職之咎、檢察進退維谷莫知是從。

詎知近聞傳言、凡前次由蘇委任來寧各員、均須赴蘇呈請換給委狀、抑或另請加蓋印行、始能到委。檢察竊思、奉委到寧將及兩月、因奉地方審檢兩廳之命、呈請府鑒檢察并非有意遲延自荒缺職、仰祈賞准換給委任狀、抑或狼狽加蓋印行俾檢察返寧到委、以重職務而專職成、臨稟不勝悚懼、待命之再至江寧。

初級第一第二兩廳雖已開庭、推檢各官或係前高等檢察長并令地方審檢兩廳長臨時命令、抑或係地方廳人員兼代、組織迄今并未完全、合併聲明肅陳無稟。

中華民國元年元月

江寧縣城第一初級檢察廳印

旧暦の十月十七日は一九一一年十二月七日であり、南京「光復」から五日目にあたる。江蘇提法司は劉紹基を江寧臬城初級庁検察官に任命した。しかしこの人事処置へはどうも江寧地方審判庁から横やりが入ったようである。文中にみえる劉紹基は彼自身昨年段階で委任状に接し、三日目には南京諮議局の官庁に参着し、委任状を提示し確認を受けた。その後高等検察庁の姚庁長、及び地方審判庁長の楊年と検察庁長の劉煥に謁見している。しかしながら二人の庁長から「静かに待機して、しばらくは庁に出勤して任務にあたらないように」と告げられ、しかもその「待機」は一か月に及び、冬月初旬には杳として消息が知れなくなってしまう。その間しばしば地方審判・検察の両庁庁長及び高等検察庁庁長のところに行つて指示を仰いだが、係員からは庁長が「公用で外出中」であることを理由にしばしば拒絶される憂き目にあつた。その後ようやく「ところが最近の噂によれば、およそ蘇州から任命されて南京に到着した各人員は、みな蘇州に行つて任命状を差し替えてもらうなり、または別に印章を押捺してもらうなりして初めて任務に就けるという取扱いがあるようである」となつた。これにより如何ともしがたい状況の下、劉紹基は再び江蘇提法司に行き委任状の差し替え或いは印章の押捺を請求し、南京に戻つた際に支障なく任命され、職務を全うできるようにしたいとしたのである。

劉紹基が不満に思つたのは、一方で地方審判・検察の両庁長が新しい委任状と差し替える必要があることを口実に劉紹基をしてすぐさまその任務に就かせなかつたことと、他方で裁判官は足りておらず、特に江寧第一・第二初級審判庁においてそうであり、しかも一月には既に開廷して案件の審理を始めているにも関わらず、初級審判庁の裁判官・検察官等の各官は、あるいは前高等検察長や地方審判・検察の両庁長をして発令させた臨時命令によるものであつたり、あるいは地方庁の人員がこれを兼ねていたりして、組織が全く不完全であつたことである。

（四）組織の初期段階

三月二十四日、司法部の批准を得て江寧地方審檢庁は正式に成立し、江蘇第一高等審檢庁分庁の管轄となった。しかし、江寧地方審判庁と江蘇提法司の間に生じた相互不信は、最終的には臨時政府の司法部をもその日増しに激しくなる官庁間の矛盾対立状態の中へと巻き込んでゆくことになった。民国元年四月九日、江蘇提法司は江蘇都督の転送した江寧地方審判庁庁長楊年の四月七日付の上申を受け取ったが、その上申の中で楊年は江蘇提法司の越権行為について強烈な抗議を行っていたのである。

資料5「江寧地方審判廳楊年呈江蘇都督」（資料番号二〇六一九一二〇〇三〇〇五〇）を見てみよう。

江寧地方審判廳呈

竊於四月三號奉都督令開、以本廳所用人員并非本都督委任無案可稽、并據來呈所稱、呈報司法部究竟係何職權有何依據特不可解、并咨商司法部核覆再定辦法等因、業於三月四號呈覆在案、茲復奉令開、業經咨商司法部核覆并訓令該廳遵照在案、查該廳職員等究係如何委任、現奉部咨任由本都督府管轄、亟應查取員名核定資格再豫委任以資統一、所有該廳自審檢兩廳以下全體職員是否合格、有無文憑及委任日月、詳細履歷、均即責成該兩廳迅速據實詳細呈覆。其學校出身人員應即一律呈驗文憑、聽候考核。合行訓令、令到該廳即便遵照刻日具覆勿延。切記切記、此令。等因奉此。

查本廳於上年十月請委全體職員、均經前都督程暨都督核定資格先後委任、并疊次遵照指令將各員履歷咨送提法司備案、是本廳職員詳細履歷於廳長、具摺請委及遵令咨送提法司備案各文件均可查悉。茲忽奉訓令、一則曰無案可稽、再則曰究係如何委任、且謂應查取員名再豫委任以資統一、夫廳長原以司法宜歸統一、故疊次呈請都督親豫委任、各

員又疊次遵令咨送提法司備案、況前疊次奉到指令本廳請委之呈、一則曰、請委各員均屬妥當、一則曰請委各員應即照准、是本廳所用人員無一不經都督之考核、無一不經都督之管轄。在都督百端待理政務甚繁或前事已在遺忘之列、然府中本有專主法務之司、何竟於疊咨備案之檔不一檢查而竟謂無案可稽、而竟謂如何委任、其辯髮公事姑勿論、將置都督於何地。

且前地且前後各員均係都督駐節寧垣時親豫委任、不過提法司在蘇未經鈐記、然亦疊次遵令咨達備案。提法司既非獨立官廳、本廳自當純粹承認都督之機關法司鈐記與否、初無容過問更不能任法司挾未鈐記之嫌而推翻全局。況乃以都督核委之人、而謂究係如何委任、豈惟欺各員欺廳長不又厚欺都督之甚耶。況既經都督核委之員、而必強曰再委任、本已統一而必強曰謀統一、不又使都督自相矛盾耶。種種不合情形中法務之專司不能辭其咎也。

廳長以寧人治寧事、梓桑之義不敢告勞、服務以來、恒慮竭□、然前兩次請委各員、固亦遲回、審重爲事、擇人早經面陳。自邀洞鑒、且請委多屬寧人、其學問才力資格經驗固不難於查核、即借二楚才、其資格亦固有當於法曹、無一可以僞爲者、悉可於請委摺呈及提法司備案各履歷查核而知也。茲奉前因相應備文呈覆、仰懇都督飭司調查疊次咨送各員履歷清摺即可一一清悉。而曾經都督之考核亦可瞭然矣。無任激切屏營之至、此呈

江蘇都督莊

楊年

一九一二年二月、地方審判庁の民二廷裁判長に欠員が出たため、楊年は夏仁沂を補充するよう報告した。江蘇提法司はこの人事処置と一月四日の楊年の人事処置について、司法部に上申した。司法部は批文「司法部批南京地方審判廳廳長楊年申報夏仁沂等調補該廳庭長各職呈」と「司法部批南京地方審判廳廳長楊年申報委任該廳刑二庭長及各職員呈」によりこの要求を否決し、当該審判庁の民二廷裁判長と民一廷の裁判官、及び刑二廷裁判長の人事は全て都督府が行うべ

きものとした。楊年には裁判官を任用する権利はなく、そこを敢えて自ら勝手に任命したのは実にはないがしろにするこ  
とこの上なく、特に批文によって当該審判庁長に対し速やかに任命した人員をもとの任務に戻すことを指示し、残され  
た空白の職位については、司法部が江蘇都督からその管轄する官庁に対し人員を派遣して任務の引継を行わせるよう取  
り計らうのを待つべきものとしている。

都督の莊蘊寬もまた当該審判庁に訓令し、「速やかに人員名を調べ上げて資格を審査し、再び任命を与えることで統  
一に資するようにすべきであり、全ての当該庁、審判庁・檢察庁両庁以下全体の職員につき、合格であるかどうか、証  
拠書類があるかどうか、任命の年月日、履歴の詳細、これらについて当該両庁に責任を負わせる形で迅速かつ事実に基づ  
いて詳細に報告させるべきである。学校出身の人員については一律にその証拠書類を提出させて調べ上げ、審査を待  
つようにさせるべきである。合わせて訓令を発し、それが当該庁に達したならば早速その命令通りに処理し、期限を  
切つて復命を行い、ぐずぐずと引き延ばすことがあってはならない」としている。

都督の訓令に対し、楊年は三月四日の都督への返事の文中において、江蘇提法司が楊年の人事処置について勝手に司  
法部へ上申した行為につき、「一体如何なる職権に基づくものか、如何なる根拠があるというのか、特に不可解である」  
と強烈に抗議を行っている。都督の訓令において楊年の人事が「参考となる前例がない」「一体如何なる任命であるの  
か」とされたことについては、楊年は先の資料3、資料4に現れる事実を列挙し、昨年十月に全体の職員の任命を請う  
たことについては、全て前都督の程徳全の手を経ただけではなく、現都督の莊蘊寬本人による資格審査を経て任命した  
もので、「全ての人員につき、一人として都督の審査を經ていないものはなく、一人として都督の管轄を經ていないも  
のはなく」、かつ幾度も都督の指令を遵守し、各員の履歴について提法司に送つて記録に留めさせたものであり、これ  
らの事実を調べればすぐに明らかになるとした。

また各員を任命する公文上に提法司の押印による同意がなかったとする指摘については、楊年はこれらの人事は一月

二十一日、江蘇都督府が蘇州へと移転する前、都督が南京に駐在していた時に直接任命したものであるとした。

提法司が蘇州にあることではじめてこのように提法司の押印を経ていないという問題が出現するわけであるが、もしそうであるとしても都督の命令を遵守して幾度も提法司に報告して記録に留めさせているのである。しかも提法司は本来独立の官庁ではなく、都督府の下にある一機構にすぎないのであって、都督が批准した人事についてあれこれ文句を言う権利は本来あるはずもなく、さらに提法司の押印がないことを理由に江寧地方審判庁の人事を否定することはできない、としたのである。

かつさらに楊年は、すべからく「寧人治寧」、即ち南京は南京人によって治められるべきであるとし、従って二回の人事処置命令は幾度も検討を重ねたものであり、その人選は既に直接の面接を経たものであるとし、また任命したのが多く南京の人士であったことについては、その学問や才能、資格、経験についての確認もしやすく、その資格は法曹としての名に恥じないもので、そこに全く虚偽はないことを述べ、提法司において記録に留めさせた各人の履歴を調べればすぐ明らかになるものであるとした。

楊年が四月七日に都督へ向けて提法司が越権行為によって人事に干渉しているとして行った抗議について、司法部は決定を下し、江寧地方審判庁庁長の楊年が自分勝手に裁判官を任命したのはその職権を超えており、今に至るまでその自分勝手に任命した各人員についてこれを取り消しておらず、かつまた理の通らないことを述べ、その言は他を中傷するに近いもので、特に下級官吏としての義に背くものであるとした。よってこれは懲戒を行って悪事を真似ることを禁止しないわけにはいかず、江蘇都督に対し以上の方針の通りに処理し、人員を派遣して職務を引き継がせるよう求めている。これにより四月十八日、江蘇都督は、日本留学経験を持つ江寧初級裁判官代理、地方審判庁民二廷裁判長の夏仁沂を楊年の後任として地方審判庁庁長の職を務めるよう決定した。資料6はその江寧地方審判庁庁長の夏仁沂が楊年の庁長職留任への許可を申請したものである。

では資料6「江寧廳長夏仁沂呈請可否仍准楊年留任廳長由」（資料番号二〇六一九二一〇〇三二〇〇二七）を見てみよう。

江寧初級推事代理地方民二庭庭長夏仁沂爲呈請事

本年四月十八日奉都督莊指令、案准司法部咨開、江寧地方審判廳廳長楊年擅任法官侵越職權、當經本部批駁并咨由貴都督飭該管官廳派員接任在案、乃該廳長竟未將擅任各員取消、且覆具呈矯辯、語近詆毀、殊有背下級官吏之義。勿不有懲戒曷禁效尤。江寧地方審判廳廳長楊年應即令其免職、咨貴都督查照辦理、并咨覆本部備核可也等因、并抄呈批各件到府。該廳楊廳長既奉司法部咨請免職、自應查照辦理、查有日本法政畢業生夏仁沂堪以委令、就近接辦其尚未委任之地方審判推事。查有日本明治大學畢業生吳淪堪以委任以重職守、除咨覆并隨發委任狀外、合行訓令該廳即便遵照。仁將遵辦情形刻速具報、此令、等因。到廳由廳長通知前來、除推事吳淪業已領受委任狀到廳就職外、庭長理應遵奉委任接受廳長一職。

惟查庭長於上年十月由廳長楊年薦舉、奉委任初級推事、本年二月地方民二庭長出缺、該廳長呈報南京。司法部請以庭長調補、經司法部批駁、又經該廳長呈請暫行代理在案。茲奉都督莊委任今職、在都督莊虛衷采訪不加屏黜。而優豫擢（遷？）、庭長應如何感奮而廳長楊年以擅委獲咎、庭長即代居其位於義實有未安、特瀝陳下情可否仍准楊年留任廳長之處出自逾格成全、無任屏營待命之至、此呈

江蘇都督程

民國元年四月 日呈

民国元年四月には南京臨時政府は既に終了しており、袁世凱が臨時大總統に就任し、首都も南京から北京へと移って

いた。四月十一日には南京において江西軍による動乱があり、状況を制御するために三日後北京政府は程徳全を江蘇都督に任命し、あわせて鄭言を江蘇省提法司長に任命した。四月二十三日、代理江蘇都督の莊濶寛が辞職した。よって夏仁沂を任命したのは莊濶寛ということになり、夏仁沂が申請を手渡した際の江蘇都督は既に程徳全であったことになる。夏仁沂はその申請の中で、本人が一九一一年十月に楊年の推挙によって都督から初級裁判官に任じられたとし、楊年が職を解かれたのは、地方民二廷裁判長に欠員が出たのを補充しようとして江蘇提法司や民国司法部と対立したことに起因するのであって、さらに司法部の否決に遭った後に、楊年は再度暫行代理の形式で夏仁沂に地方審判庁民二廷裁判長を担任させることを申請したのである。従って楊年がそれによって自分勝手に任命したとして罪を負う形になったのは、自分でも「代わりにその地位に居るとなると、どうにも義が立たず落ち着かない」とした。

この夏仁沂の申請に対し、程徳全は「蘇州の官吏の任命は本都督府の特権である」とし、夏仁沂を「ただ楊年の私的地位にのみ居て、法律命令を不問に付す」、即ち楊年の個人的な立場に立つて法律を顧みないものであると叱責し、かつ「楊年の解職は本都督府が法部の命令に従って行ったものであり、当該庁長は一体どうしてあれこれ言葉を借りて責任逃れをし、任命された職務を負いながらそれを全うしないというところが許されようか」と強調し、夏仁沂の楊年留任の申請を許可しなかった。

ここからわかることは、江寧地方審判庁成立当初は、人事問題を巡って、まずは民国期司法の過渡的な制度の変更期にあつて、官庁間の矛盾点や管理の混乱という問題が出現したということである。そして楊年による江寧地方審判庁の再建は、最終的には楊年が罪により解職されるという事態を招いたが、それでも時間の経過とともに通常の業務が展開され、南京の司法秩序は徐々に回復へと向かったのである。

#### 四 初めて姿を現した近代的司法機構

民国初期の司法機構は懊惱輾転とした状況から再生し、六月頃には南京において基本的に回復することとなり、まずは監獄の問題が解決され始めるに至った。江南模範監獄がその修復に着手し始めたのである。先に述べた通り、江南監獄は昨年「光復」時に戸や窓が破壊され、床板は全て剝がされ、屋根の木材や瓦も六、七割持っていかれ、四方の壁を残すのみとなっていた。模範監獄の典獄官である王春生の上申によれば、当該監獄は南京城内に設置され、部屋は二百あまり、犯罪者を五百人ほど収容できるものであった。これには元々江安糧道が銀十萬兩を支出し、業務開始時に一萬兩ほどを費消したものの、まだ七萬九千五百兩ほどが残されており、それは裕宇官銀錢總局に留められ、その支配権は江蘇都督の手中にあったのである。監獄は酷く破壊されており、取り急ぎ修復する必要があった。司法部は上述の状況を了解した上で、江蘇都督に対し咨文を発し、「考えてみるに監獄は人民の生命に関わる大変重要なものであり、現に南京は臨時政府の所在地であり、全国をつぶさに見てみるに、最も速やかに修繕を行って、その改良を助け、全国の模範となるようにしなければならぬ。当該監獄は七萬兩余りの蓄えを有しており、それは固有の資産であるので、当該監獄改良のための資金とすべきである。事は人道主義を尊重するということに関わるので、貴都督もまた同意していただけるであろうことを諒とされたい。貴都督に咨文を送り、お手を煩わして裕宇官銀錢總局の總經理に申し付けてその全額を司法部に送らせるようにさせることを請うものである。これは官の予算を費消して監獄事務を利するということである」としている。同時に典獄官王春生は呈文で上申を行い、模範監獄は土地が低く湿地であるため、全部の部屋を二尺ほどかさ上げすれば、水害を避けることができるとしている。そこで都督府は軍需局に命じて競争入札の方法を用い、二萬五千六百元を支出し、四十日間で施工を完了するよう指示している（資料番号二〇六一一九一二一〇三二一〇〇一二）。このほか江寧地方監獄もその機能を回復し始め、中華民國元年九月三日には江寧地方監獄の張炳榮が江蘇都

督へ向けて江寧地方監獄の公印の使用開始の日時を上申しており、「江寧地方監獄の印は、既に八月二十六日に使用を開始しており、合せて印影一紙を付して奉る」としている。

江寧区檔案館に保存される司法檔案からみるならば、六月二十一日には南洋監獄学校の学生である王亮が、該校校長の楊啓昌が私に公堂を設置し詐欺により財を得たと訴えているが、これは民国元年に江寧地方檢察庁が最も早く受理し公訴を提起した案件であり、庁長ははまだ劉煥であった。<sup>(14)</sup>そして江寧地方審判庁が判決を下した最も早期の案件は六月十七日の「巖樹棠與朱晋牆基之爭案」<sup>(15)</sup>であり、その時の江寧地方審判庁の庁長は既に夏仁沂となっていた。

原・江寧地方審判庁の改組は辛亥革命から数えること七か月、民国元年六月に江寧地方審判庁は封建王朝の地方司法機関から中華民國の共和制度の下での地方審判庁へとその性格を転換させるに至ったのである。

\*本研究は江蘇高校優勢学科建設工程資助項目（PAPD）の資金補助を受けたものである。

\*キーワード・辛亥革命、民国司法檔案、江寧地方審判庁

※訳者より

原著者何東氏は植田信廣教授の下で二〇〇六年に博士（法学）の学位を取得し、帰国後二〇〇八年より南京師範大学（南京市）法学院副教授を務め、現在は浙江工商大学（杭州市）公共管理学院副教授の任にある。

著者の紹介した原史料は大変貴重なものであり、また紙幅の都合もあったため、簡体字を繁体字に置き換えるにとどめ、原文のまま掲載することにした。また当時の裁判所については清末・北洋政府時期には「審判庁」、南京政府時期には「法院」と呼ばれていたが、歴史的名称であるので「裁判所」とはせずに「審判庁」とした。法廷につき当時は例えば「民二庭」のように「庭」の字を用い、所謂「裁判長」のことを「庭長」と呼んでいたが、これについては日本ではなじみがないので、「民二庭」については「民二廷」とし、「庭長」は「裁判長」と訳すことにした。

※主要人名について

本稿に登場する主要人名について、訳者が搜索し得た限りの情報を以下に掲げておく。

莊蘊寬（思緘） 江蘇省武進縣人。一八六六年生。前清時代浙江布政使、廣西邊防大臣、廣西督練公所總參議官等に歴任し第一革命起るや革命軍に投じ江蘇の獨立に盡力す。一九一二年江蘇都督代理。一九一五年任北京政府審計院長。一九二四年任海關附加稅保管委員會委員。同年審計院長を辭す。一九二八年任北京故宮博物院理事。次で北平故宮博物院圖書館長。（外務省情報部編『現代中華民國滿洲帝國人名鑑』（東亞同文會業務部・一九三七）二八六―二八七頁）

程德全 字雪樓年六十一歲四川雲陽人廩生候補同知蘇州水路總巡候補道吉林濱江道雲南提法使江西布政使黑龍江將軍巡撫署理奉天巡撫江蘇巡撫江蘇都督民軍總指揮官南京臨時政府內務總長（最新官紳履歷彙錄 第一集）（北京

敷文社・一九二〇）一七〇頁）

楊年 年四十三歳江蘇人日本政法大学卒業南京地方審判廳長（同一九九頁）

鄭言 字丹忱年四十九歳四川華陽人優廩貢生光緒庚子辛丑併科舉人辛丑壬寅恩科進士刑部主事河南司行走充本司幫

主稿進士館學員日本政法大学速成科畢業學部考試以主事儘先補用法部派充統計處科員調京師地方審判廳幫辦推事上行走奏補京師審判廳民庭推事報捐知府調蘇充撫院文案並籌辦創設審判廳事宜試署江蘇高等審判廳廳丞署江蘇提法司長都督府政務廳參議國務院存記簡任平政院評事（同二二二頁）

夏仁沂 『舊京瑣記』等の作者として知られ、『北京市志稿』の編纂にも携わった国学者として知られる夏仁虎の兄ではないかと推定される。王景山「枝巢老人夏仁虎の家世」（王景山主編『国学家夏仁虎』（浙江文藝出版社・二〇〇九）収録）に「三兄仁沂、邑廬生、戊子・辛卯科薦卷。曾任邢台知県、無子女。抗戦爆發逝世于赴漢口途中」（同書二二五頁）とある。

(1) 江寧地方審判庁の設立場所は南京城内の新廊旧厘局であった。同庁は第二審級にあり、南京に設置された江蘇第一高等審判分庁を一審級上の審判機関とし、下には第一・第二初級審判庁が第一審級として設けられていた。その他に、江寧地方審判庁は無錫、江陰、溧陽、宜興、六合、丹陽、儀征、揚中、江都、句容、高淳、溧水、江寧等の二十一県の初級審判庁の上訴案件を管轄していた。

(2) 『臨時政府公報』第四十三号（民国元年三月二十日）、十三―十四頁参照。

(3) 『臨時政府公報』第四十三号（民国元年三月二十日）、十四頁参照。

(4) 『臨時政府公報』第五十一号（民国元年三月二十九日）、十一―一頁参照。

(5) 『臨時政府公報』第五十二号（民国元年三月三十日）、十一―十二頁参照。

(6) 『臨時政府公報』第五十二号（民国元年三月三十日）、十二頁参照。

(7) 張晋藩総主編・朱勇主編『中国法制通史 第九卷 清末・中華民国』（法律出版社・一九九九）四一六頁参照。そこでは上記五

つの呈文・批文の内容が紹介されているが、出典情報は明記されていない。

(8) 辛亥革命百周年を記念すべく、二〇一二年四月、南京市檔案局は九州出版社に委託する形で『辛亥前後南京司法判案実録』全十巻という形で百年前の百件前後の判例を選び出して出版し、封建王朝から共和制度への交替の時期の司法制度の変遷についての再現を試みている。

(9) 『中国第二歴史檔案館指南(中国檔案館指南叢書)』(中国檔案出版社・一九九四) 参照。

(10) 一九八七年に編集が開始され、一九九一年にまとめられたものである。内部限定であり、後に補充・改訂のうえ出版された。  
(11) 但し当時の南京では内橋を境に二つの県が置かれており、内橋以北を上元県、内橋以南を江寧県と呼んでいた。辛亥革命後、中華民国が江寧府に都を定めると、江寧府は南京府と改称され、上元・江寧の二県は廃止された。しかし南京地区の地方審判庁と高等審判分庁については江寧の呼称が引き続き用いられたのである。一九一二年四月の北京遷都後、南京府は廃止され、江寧県が設けられた。一九二七年民国政府が南京を首都とした後は、南京城の外郭以内が南京特別市とされ、城郭の外は江寧県に属するものとされた。一九三四年には江寧県は現在の東山鎮一帯を管轄するものとして移されている。

(12) 拙稿「民国初年司法諸相・司法転型与試法的人們——以江寧地方司法檔案為例」(里贊主編『法律史評論』(二〇一二年卷・総第五期)(法律出版社・二〇一三)を参照されたい。

(13) 前身は江蘇按察司であり、宣統二年に江蘇提法司となったものである。全省の司法行政事務に対し責任を負い、かつ各級の審判庁、檢察庁及び監獄を監督した。

(14) 資料番号二〇六一九二二〇〇三〇〇九、二〇六一九二二〇〇三〇〇一〇、二〇六一九二二〇〇三〇〇一一、二〇六一九二二〇〇三〇〇一二、二〇六一九二二〇〇三〇〇一三、二〇六一九二二〇〇三〇〇一四の資料を参照。

(15) 資料番号二〇六一九二二〇〇三〇〇一九の資料を参照。

\*本翻訳は平成二六年度JSPS科研費26380010の助成を受けたものです。